

道路整備事業(分担金事業) 地域で利用する道路の整備

公益上必要な道路の整備を、申請者に代わり市が施行し、その費用の一部を受益者から徴収する事業です。

事業対象道路

受益者数が2以上である道路

道路同士を相互に連絡する道路

(接続道路の幅員は1.2メートル以上のもの)

道路と水路を連絡する道路

(接続道路は0.9メートル以上のもの)

事業採択基準

次の事業で、単年度で精算が終了するものです。

○道路新設改良事業

道路の有効幅員が、改良後3.0メートル以上で、1カ所の事業費が100万円以上1,000万円未満のもの。

○橋梁整備事業

橋梁(床版橋を含む)の有効幅員が、改良後3.5メートル以上で、1カ所の事業費が100万円以上1,000万円未満のもの。

○舗装整備事業

道路の有効幅員が、2.0メートル以上(ただし、住宅密集地の路地で地形などの理由により改良不可能な場合はこの限りでない)で、1カ所の事業費が30万円以上500万円未満でありアスファルト舗装またはコンクリート舗装とするもの。

○道路維持修繕事業

1カ所の事業費が100万円未満のもの。

地元負担率

市ホームページに掲載しています。

申請受付期限

6月30日(金)まで。

市ホームページ(くらしガイド)に詳しく掲載しています。

【問合せ先】

事業部建設課
Tel 26・1302

赤澤記念財団の

29年度奨励助成金

申込期間 4月1日(土)～5月15日(月)

応募資格 市内で助成対象分野の活動をしている団体と個人。

対象活動 不特定多数の人の利益増進に役立つこと。計画内容や手段が地域社会の発展に役立つこと。独自の基本計画があり、その計画の一部を助成する。

申込方法 教育・文化に関するものは市教委、地域振興に問するものは地域創生課で申込用紙を交付し受領する。申込用紙のほか会則か定款、事業計画書、見積書を添付し提出。

【問合せ先】

公益財団法人赤澤記念財団事務局
Tel 25・2221

草刈活動報奨金交付制度を

拡大

農道などの草刈活動報奨金交付制度の要件と報奨金上限を拡大します。

対象道 幅員がおおむね2m以上の国・県・市道以外の道

対象団体 2人以上で草刈活動を行う団体

体(草刈活動で他の公的な援助を受けているものは除きます)

報奨金額 実施延長(両側共)1m当たり30円

※1団体につき年間10万円を上限とします。

保険 傷害保険は市が負担します。

【問合せ先】 事業部農林水産課
Tel 26・1303

これに併せて、市道の道路愛護制度も報奨金の上限を年間10万円に拡大します。

【問合せ先】 事業部建設課
Tel 26・1302

告知端末の

設置・移設・撤去

告知放送端末の設置・移設・撤去工事(家屋の取壊し・リフォームなど)の申込みから、工事の着手までに2週間程度かかります。告知放送端末とD・ONU(光電変換装置)は市からの貸与品ですので、不要となったときは返還してください。

なお、22年度の当初整備時の問い合わせ先であったフリーダイヤル(0120・700・856)は、現在使われておりません。

【問合せ先】 総務部財務課
Tel 26・1215

四国デステイネーション

キャンペーン開幕

4月1日から3カ月間、JRグループ6社(北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州)の協力により、全国から四国へ観光のPR、送客を行う、「四国デステイ

ネーションキャンペーン(四国DC)が開幕。このキャンペーンは四国全体で、多くの魅力ある観光素材の情報を提案しています。

キャンペーン期間中、魅力ある観光素材を求め多くの人が四国に来ます。みなさんに、四国の観光を楽しんでもらい、「四国はすばらしい観光地」と思って、その後に何度も来てもらえるよう、みなさんも、「おもてなし」に協力をお願いします。

【問合せ先】 四国ツーリズム創造機構
Tel 087・813・0432

市の行政相談委員

当市の行政相談委員を長年務めてこられた、笠井信孝さん、前川和生さんが3月31日付で退任し、木村勉さん、漆原直美さんに4月1日付で新しく行政相談委員を委嘱しました。

相談場所	行政相談委員
引田公民館	漆原直美
市役所	木村 勉
人権センター大内交流館	廣瀬勝子

行政相談委員は、市民のみなさんの身近な相談相手として、役所の仕事に関する苦情や要望を聴き、解決方法の助言や関係機関への連絡を行っています。定期的に行政相談所を開設しますので、気軽に相談してください。(毎月第3火曜日 9時～11時)

【問合せ先】

総務省四国行政評価支局行政相談課
Tel 087・831・3103